

姓朝臣

源朝臣、藤原朝臣ト書載ルハ位署ヲ書ク時ノコト也、タトヘバ法樂ノ歌ニ、
冬日同侍大神宮社壇詠百首和歌

正四位下行右近衛權中將源朝臣具房

如此表向ノ時ハ姓戸ヲ書載ル也、内々ノ時ハ一向以略儀位ト戸ト除之也、

〔多々良問答〕一戸事

姓氏錄に載候分、其數多候哉、或は斷絶し、或世話に稱しならばぬも候歟、姓によりて上古以來戸のなきも候哉、近年沙汰し來候、朝臣宿禰連真人縣主などの外に常に何と申戸等候哉、此中に宿禰を初と心得て、除目叙位などに姓ばかりにて戸を玄らぬをば、宿禰と書べしと申執筆の習にて候よし、以前被仰聞候き、然者又遠國より昇進輩など、我家の戸を玄らずば、何がしの宿禰と可稱候、但勅撰などには、四品以後も實名に加へて、宿禰と書候はぬよし、先度被仰下候畢、只書文なご書には、實名に宿禰を書加事可然候由被仰聞候き、猶巨細被仰出度候。

〔多々良問答五〕一就立身初而叙爵事

姓は何れにても候へ、戸を先祖以來無覺悟候はぬ仁、爵を初メテ仕候者、本式の位署に、朝臣宿禰連真人の内にては、何れの戸を用候て可然候哉、田舎邊にては、中々爵をば望申候はで、位記などを計も候へども、前々戸定り候はぬ仁のみにて候、叙爵仕ながら戸を用候はぬも、位署の様道理に背候如何、

〔日本書紀推古〕十六年九月辛巳、唐客裴世清罷歸則復以小野妹子臣爲大使○中副于唐客而遣之、